

看護師・精神保健福祉士に対する研修(実施者になるために必要な研修)カリキュラム

(労働安全衛生規第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づく研修)

科 目	範 囲	講 師	時 間
労働者の健康管理(2 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生関係法令 ・職場の労働衛生管理体制 ・産業医等産業保健スタッフの役割と職務 ・労働者の健康管理の基本的考え方 ・労働者の健康情報とその評価 ・労働者の健康情報の保護 	<p>中村 武博 (岡山産業保健 総合支援センター 相談員)</p>	<p>10:00～11:00 (休憩 5 分) 11:05～12:05</p>
(昼休憩 45 分)			
事業場におけるメンタルヘルス対策(1.5 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場におけるメンタルヘルス対策の基本的考え方 ・労働者のメンタルヘルス不調の予防と対応、職場復帰支援 ・職場のストレス要因と職場環境の改善 	<p>中島 誠 (岡山産業保健 総合支援センター 相談員)</p>	<p>12:50～14:20</p>
(休憩 10 分)			
事業場における 労働者の健康の保持増進を図るための 労働者個人及び労働者の集団に対する 支援の方法(1.5 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における健康教育の知識と技法 ・労働者との面接の知識と技法 ・職場における労働者の集団への支援の知識と技法 	<p>中島 誠</p>	<p>14:30～16:00</p>